③　焼却施設又は化製処理施設（以下「処理施設」という。）が利用可能な場合には、処理施設をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する地方公共団体と調整する。

④　公有地又は処理施設への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

⑽　発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。

⑾　都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

3　市町村・関係団体の取組

⑴　２に規定する都道府県の取組に協力する。

⑵　家きんの所有者が行う発生予防の取組に協力する。

第３　発生予察のための監視

1　定点モニタリング

⑴　都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、１家畜保健衛生所当たり３農場を選定し、毎月１回、検査を行う。

⑵　当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

⑶　都道府県は、⑵で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

2　強化モニタリング

⑴　都道府県は、当該都道府県内の農場について、95パーセントの信頼度で10パーセントの感染を検出できる数の農場を検査する。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。

⑵　当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から５月までの間に計画的に実施する。

⑶　当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。

⑷　都道府県は、⑶で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

3　モニタリング結果の報告等

⑴　都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

⑵　都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。

4　モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

①　農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

②　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

③　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第４の４の⑴の①の遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

5　野鳥等で感染が確認された場合の対応等

⑴　野鳥等の家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合には、次の措置を講ずる。

①　当該鳥類（その死体を含む。）を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所の消毒及び通行制限・遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）

②　発生地点を中心とした半径３キロメートル以内の区域にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）

⑵　都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、及び適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を実施する。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に実施するものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

第４　異常家きん等の発見及び検査の実施

1　家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応

⑴　都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

①　家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②　民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

③　①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の通報を受けた場合

ア　鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ　５羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

⑵　都道府県は、⑴の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2　都道府県による農場での検査等

⑴　家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移を確認するとともに、死亡家きん及び異常家きん（異常家きんがいない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽を対象とした簡易検査を行う。

⑵　家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話で報告する。

⑶　都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①　同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②　簡易検査によりＡ型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③　民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合